

# 日露戦争前後の中国における 日本居留民団立学校の設立

汪 輝  
(2002年9月30日受理)

A Study on the Japanese Schools in China around Russo-Japanese War

Hui Wang

This paper is focus on the influence about *Regulations relating to the Sanctioned Schools in Foreign Countries*, which was established in 1905, to Japanese Schools in China. The findings of this study are as follows. First, before the establishment of the Sanctioned Schools in Foreign Countries, Japanese Schools was managed by the Japanese society. But after the establishment of the Sanctioned Schools in Foreign Countries, the management of Japanese Schools was directly controlled by Japanese government. Second, after the establishment of the Sanctioned Schools in Foreign Countries, the curriculum of Japanese Schools must be strictly observance the Japanese rules. Finally, after the establishment of *Regulations relating to the Sanctioned Schools in Foreign Countries*, the spirit of national morality became the aim of Japanese Schools in China as the same as the domestic conditions in Japan.

Key words: society of Japanese settlers, the Sanctioned Schools in Foreign Countries,  
Japanese ordinary and higher elementary school in Tianjing  
キーワード：居留民団 在外指定学校 天津日本尋常高等小学校

## はじめに

明治以降、日本人の海外への移民に伴い設立された日本人学校は、アメリカ大陸から東アジア・東南アジア地方全域にまで及んだ。その数は、1945年まで日本政府の在外指定学校に登録されたものだけで、751校までになった。これらの日本人学校の設立・発展は近代日本の对外進出とどのような関係を結びついたのか。また、日本教育史上どのように位置づけすべきなのか。

日本人学校に関するこれまでの研究は、主として移民史あるいは異文化間教育の分野で取り組まれてきた。日本国内及び植民地で行われた臣民教育とは異なり、外国での日本人子弟教育は、異民族・異文化と相剋しながら、日系人としてのアイデンティティの自己規定の道具として位置づけられたが、基本的に「国家としての日本」の枠組みから切り離された「棄民教育」

であるとされた。しかしそれらの研究では、日本人学校の発展には1905(明治38)年の「居留民団法」及び在外指定学校制度の創出の影響について殆ど注目していないかった。この2つ政策の施行地域は中国、朝鮮などに限定されたが、日本人学校の歴史上に極めて重要な意味をもつと考えられる。なぜなら、それは日露戦争後の日本の对外姿勢と関わり、日本の对外教育政策の展開の一端を見られると考えられるからである。

そこで本論では、日露戦争前後では、①居留民団法及び在外指定学校制度は中国に在留した日本人居留民社会にどのように導入されたのか、②その実施は中国に在留した日本人子弟の教育にどのような影響を与えたのか、③またその影響はどのような意味を持っていたのか、に焦点を当てて、天津での日本人小学校を具体的な事例として考察を進める。その理由は次のとおりである。①天津は日露戦争前後中国北方の政治中心

地としてだけではなく、日本の中国進出の重要な拠点でもあったため、日本の排他的独占的な専管居留地を持っていた。②天津の日本人小学校は当時中国の北方で最大な規模を持つ日本人小学校としてだけではなく、日本政府にも重要視されて、中国での最初の在外指定学校に認定され、居留民団立学校として改造された日本人小学校の一つでもあった。

史資料は主に外交史料館に所蔵された天津居留民団事務報告及び天津居留民団立日本尋常高等小学校創立記念誌などを用いる。

## 1. 天津日本人小学校の創立

天津で在留日本人子弟教育が行われたのは義和團運動以後のことである。1902(明治35)年12月、沖田介次郎を中心には志者を集め、寺子屋的な教育施設を設けた。設立当初、校名は私立天津小学校と称され、教員は里村信子をはじめ、川本忍子、伊東祐子の三人の教員経験がないキリスト教信者を雇い、生徒数もわずか14人しかなかった。しかし、日本人小学校の設立は現地駐留日本軍の支持・協力を得た。駐留軍經理部長日四信亮が自ら学校の監督を担い、天津日本租界局も月に銀25弗の教育費を補助した。そのため、学校の運営は順調であった。翌年、東京高師出身の山口照平が校長として招聘されたことにより、正規の学校としてのイメージを日本居留民に与えた<sup>1)</sup>。

1904(明治37)年3月20日伊集院駐天津総領事は日本居留民を招集して臨時居留民大会を開いた。同大会では、国民教育機関設立の件など、次の諸項を決議した<sup>2)</sup>。

- ① 天津在留日本人の子弟に国民教育を授くる機關を設くること
- ② 現存せる有志創立の小学校を譲り受け之を改良拡張して日本小学校舎に準じて設備すること
- ③ 教育費に充てんが為め天津在留日本人にして一家を構へ若くは独立生計を営み居る者は左の範囲に於いて毎年費用を負担すること  
二十四弗以下一弗二十仙以上 但し徴収期は一時若くは四期に分つこと
- ④ 本決議事項の施行及び事務取扱は之を租界局に附託すること
- ⑤ 毎年一回教育費負担者の大会を開き事務の報告及び必要事項を審議し及び行政委員会の改選を行うこと

注目すべきは、③の教育費の徴収である。在籍児童があるかどうかを問わず、居留民全員から教育費を徴

収することは、天津小学校が既に公立小学校の性格を有することを意味していた。

行政委員会は以上の決議に基づいて同年5月31日私立小学校の引継を了承し、校名を天津小学校と改称した。また、1904(明治37)年の行政委員の調査によれば、教育費負担者は256人で、月に銀228弗60仙の教育費を得ることができた<sup>3)</sup>。

小学校は居留地の經營に移るや校長及び訓導を聘任し、同年6月5日、開校式を挙行した。「時に学級数3、児童数34あり、而して教科目教授時間等は一に当時の日本小学校令に準じたり、よって児童数も増加を示せり」と言われた<sup>4)</sup>。

また、天津で「居留民団法」が実施された直前の天津小学校の様子について、『教育公報』第296号に掲載された「清國の天津小学校」は、次のように報じた<sup>5)</sup>。

明治37年2月末、(天津での日本人)戸数313、人口男670、女502、計1172人、内学齢児童男33、女39。小学校の種類並びに修業年限：本校は尋常小学校と高等小学校との二部に分ち各科共4個年を以て修業年限とす。尋常科の教授科目には修身、読書、作文、習字、算術、図画、体操、唱歌の8科、高等科の教授目には修身読書作文習字算術歴史(日本歴史及支那歴史大意)地理理科図画体操裁縫(女子)唱歌英語の13科あり。

毎週尋常科は1学年は23時間を、同2学年以上及び高等科各学年は共に28時間を以て教授時間とす。而して其学級の編成は当分内尋常科は合級制を用いる。1、2学年を合わせて1学級、3、4学年を合わせて1学級とし、高等科は単級制を用いる。1学年より4学年までを通じて1学級とす。

『教育公報』によって判明した1904(明治37)年の時点における天津小学校の生徒数は下表の通りである。

表1. 天津小学校の生徒数 (1904年)

学年	尋常科	高等科
I	16	3
II	11	3
III	4	0
IV	1	3
計	32	9

出典：「清國の天津小学校」『教育公報』第296号(1905年6月)

一方、教員は計3名で、それぞれ東京高等師範学校第2部、愛知尋常師範学校、静岡女学校の卒業者で、

いずれも教員資格所持者である。また、教科目は下表の通りである。

表2. 天津小学校尋常科科目と週授業時数(1904年)

教科目 学年	修身	国語	算術	图画	唱歌	体操	合計
I	2	14	5		2	3	23
II	2	14	5	1	2	3	28
III	2	14	5	1	2	3	28
IV	2	14	5	1	2	3	28

出典：「清國の天津小学校」『教育公報』第296号  
(1905年6月)

表3. 天津小学校高等科科目及び週教授時数(1904年)

教科目 学年	修身	国語	算術	日本歴史地理	图画	理科	唱歌	体操	裁縫	英語	合計	男女
I	2	9	4	3	1	1	1	3	2	3	28	30
II	2	9	4	3	1	2	1	3	2	3	28	30
III	2	9	4	3	1	2	1	3	2	3	28	30
IV	2	9	4	3	1	2	1	3	2	3	28	30

出典：「清國の天津小学校」『教育公報』第296号  
(1905年6月)

注目すべきは、高等科の地理歴史授業は、第1、2学年では日本歴史地理で、第3学年では日本史及び外国地理で、第4学年から日本史補習、地理学の大意の他、支那歴史の大意も授業内容であると明記されたことである。その他、英語も教科目の一つとして設置された。

1907(明治40)年まで、天津日本人小学校の特殊性をまとめると、以下のことを指摘できる。

- ① 天津日本人小学校の設立には軍・政府の関与が強かった。天津の日本人小学校はその時既に公立小学校の性格を有していた。
  - ② 天津日本人小学校では内地並の国民教育を目標として掲げていたが、実際上内地教育と異なった特殊性的一面を認めた例も見られた。
  - ③ 日本国内では、1901年以降、義務教育の無償性原則が実施された。しかし、日本人社会の教育費不足のため、日本人小学校が授業料を徴収した。そのため、失学者が続出していった。
  - ④ 良質教員が不足のため、すべての日本人小学校が無資格の教員を採用し、複式学級で授業を行った。
- 以上の諸点をまとめると、すなわち、居留民団が成立する以前の日本人子弟教育は基本的に不完全な小学校教育であったといえよう。

## 2. 居留民団法の発布及び在外指定学校の指定

1905(明治38)年11月、文部・外務両大臣が連署した

「在外指定学校ニ関スル規程」が公布された<sup>6)</sup>。同規程は、外務・文部両大臣に在外指定学校を申請する際、書類には、学校の名称・学校の沿革・学則・職員の氏名と履歴書・児童生徒の学年別及び学級別人員・校地校舎や付属地などの平面図・学校経費についての収入支出予算を明記した。また、学則に規定すべき事項としては、修業年限・学年・学期・休日に関する事項・学科科目・教授時数や生徒の入学・退学・課程の修了及び卒業の認定に関する事項、授業料入学料などの徴収や寄宿舎に関する事項などが含まれていたことがわかる。要するに、同規程は事実上日本国内の学校を基準として在外日本人学校の認定を行うことを目的にしていたといえよう。

外務・文部省は在外指定学校を創出した意図は次のことから伺える。1906(明治39)年10月、外務次官珍田捨己宛のバンクーバー領事森川重四郎の「海外在留民ニ関スル教育方針ノ件伺」に対し、文部次官沢柳政太郎は「外国在留日本人ノ教育ニ就イテ日本国民タル精神ヲ失ハシメス日本人ノ特徴ハ益々発達セシメタキ方針」と明言し、併せて在外指定学校を含む在外日本人教育の「保護奨励」について言及した<sup>7)</sup>。

在外指定学校が制度化された1905(明治38)年3月には、居留民団法(法律第41号)が制定された。居留地においては「居留民団」という法人によって、教育が衛生、土木とともに「公共事務」として自治的に処理されることとなったのである。「居留民」とは「居留民団ノ地区内ニ居住スル者」で、単なる「移住者」ではなかった。居留民団は居留民との間に権利義務関係が法定され、居留民団税などの賦課徴収も可能となつた<sup>8)</sup>。学校設立も、居留民団に選挙によって設置される「居留民会」の議決によって可能となり、それは実質的に「公立」学校の性格を持つものとされた。そして、「在外指定学校職員ノ名称待遇及任用解職ニ関スル勅令」(勅令第230号)においても「居留民団ノ設立ニ係ル在外指定学校」の職員は特に他の在外指定学校と区別されて、日本国内の市町村立学校職員と同様に「判任官ト同一ノ待遇ヲ受ク」と規定されたのである<sup>9)</sup>(第二条)。

このように、在外指定学校の創出と居留民団の設置とがほぼ同時に実施されたのである。この二つの政策は、日露戦争後の対外政策としての「満韓經營」に位置づけて制定されたと思われる。

1907(明治40)年9月、上海、天津、漢口、牛庄(當口)、安東に在留した日本人に対し、「居留民団法」が実施された。上記の5地方では民団の成立とともに既に設立された各日本人小学校を接收し、民団立尋常高等小学校に改造した。一方、外務・文部省はこれらの

改造された民団立学校に対し、当時韓国領内にしか認定されていなかった在外指定学校の資格を与えた。まず、1907(明治40)年に安東を、1908(明治41)年に上海、天津、營口を、そして大正元年に漢口の居留民団立小学校を在外指定学校として認定した<sup>10)</sup>。また、奉天及び鉄嶺では居留民団が設立されていなかったが、現地日本人小学校は1910(明治43)年に在外指定学校と認定された。

### 3. 天津日本居留民団立尋常高等小学校の設立と運営

#### (1) 天津日本居留民団立尋常高等小学校学則の制定

1907(明治40)年9月、外務省令により天津では居留民団が設立された。同月28日天津教育費負担者臨時大会が開かれ、次のことが議決された<sup>11)</sup>。

- ① 来十月一日を以て天津小学校を居留民団に引き渡すこと
- ② 右引き渡すと同時に天津小学校に属する財産悉皆を居留民団に引継ぐこと
- ③ 従来申合に依り釀出したる教育費は本月限り之を廃止すること

移管された天津小学校は民団立になって、天津尋常高等小学校と改められたが、教職員や学則は従来のままであった。翌年2月12日、天津居留民団は民団長米田俊徳の名義で外務・文部両大臣(林董・牧野伸顕)に対し在外指定学校資格の認可を申請した。同年4月24日、天津尋常高等小学校は外務・文部省の認可を得て、在外指定学校となった<sup>12)</sup>。また、在外指定学校になつてまもなく、同年5月8日、日本国内で義務教育年限延長が決まった結果(同年4月より)、天津居留民団は文部省普通学務局長白仁武・外務省通商局長石井菊次郎の通牒を受け、天津日本尋常高等小学校学則を修正した<sup>13)</sup>。そして、1912(大正元年)年11月、天津居留民団行政委員会は天津日本尋常高等小学校学則を再改正した。再改正された学則は以下の通りである<sup>14)</sup>。

#### 天津日本尋常高等小学校学則

- 第1条 本校ハ小学校令第一条の本旨ニ基キ天津ニ在留スル帝国臣民ノ子弟ヲ教育スルヲ以テ本旨トス
- 第2条 本校ハ天津日本居留民団立天津尋常高等小学校ト称ス
- 第3条 本校ハ尋常科及高等科ノ二科ニ分チ修業年限ハ尋常科ヲ六ヶ年高等科ヲ二ヶ年トス

第4条	本校ニ入学スルコトヲ得ルモノハ学年ノ始ニ於テ満六歳以上ニ達シタルモノニ限ル
第5条	尋常科ノ教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操、手工トシ女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フ 高等科ノ教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操、手工、商業トシ女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フ
第6条	各教科目ノ教授ノ要旨ハ明治33年8月文部省令第14号及明治40年3月文部省令第6号及明治44年7月文部省令第24号小学校令施行規則第一条及第十四、十六条ノ規定ヲ準用ス
第22条	児童ヲ退学セシメント欲スル時ハ保護若シクハ之ニ相当スルモノヨリ其ノ理由ヲ具シテ学校長ニ届ケ出ヅベシ
第26条	授業料ハ尋常科高等科共ニ各月額銀1弗トス
第27条	一家ノ児童同時ニ二人以上在学スルトキハ其ノ授業料ヲ一人ハ全額其他ハ各半額トス
第30条	貧窮ノ為授業料ヲ納ムルコト能ハサルノニ對シテハ居留民団行政委員會議長ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルベシ

以上の天津日本尋常高等小学校学則は1908(明治41)年に制定された上海居留民団立尋常高等小学校規程と比べ、①学齢児童の就学に対する保護者の義務、②教職員の任用・解職・懲戒を決定する責任者、③学校経費の民団負担、について明記していなかった。それは、英米が主導権を握った上海国際共同租界地に組織された上海居留民団と異なって、天津居留民団は駐天津日本総領事館が直接管理した専管租界地に組織された。そのため、天津では日本の法律・政策が居留民の意識に浸透して、既に国策だった就学義務をわざわざ学則

表4. 天津居留民団教育費統計(単位:円)

年度	授業料収入	歳入	授業料収入:歳入	教育費	歳出	教育費:歳出の比率
M41	925	—	—	6524	—	—
M42	800	62839	1.3	7165	61123	11.7
M43	730	68313	1.0	9404	66342	14.1
M44	880	70105	1.2	8675	64949	13.3
M45	1000	75195	1.3	9162	72127	12.7
T2	1000	88847	1.1	9525	84895	11.2
T3	1700	—	—	8323	—	—
T4	—	—	—	9241	—	—
T5	2025	123286	1.6	10124	105484	9.6
T6	2175	164369	1.3	10138	108677	9.3
T7	2175	173369	1.2	11550	111145	10.4
T8	2570	203458	1.2	14272	131353	10.9
T9	3000	213280	1.4	23770	172081	13.8

出典：明治41年度～大正9年度『民団事務報告』(天津居留民団編。注：表中M、Tは明治、大正の略称)

の中で強調する必要がなかったと考えられる。また、③の経費負担について、『民団事務報告』から、1920(大正9)年まで学校経費の全額が民団の歳出から支出されていたことがわかった。

天津居留民団は専管租界地の行政主体であり、居留地の基盤でもあった。したがって、天津居留民団の歳出には上海居留民団には支出の必要がなかった公共建設費・警備費・居留地内の中国人教育費などまで含んでいて、表2-11によると天津尋常高等小学校の経費は歳出の10%前後を変動していた。

また、前述の②の教員の任用・解職・懲戒について、1908(明治41)年7月31日、天津総領事館令第43号として公布された「天津居留民団立天津尋常高等小学校職員の職務及服務」は次のように規定した<sup>15)</sup>。

- 第一条 本令ニ於テ教員トハ學校長訓導及準訓導ヲ總称ス
- 第二条 教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉戴シ法律命令ニ從ヒ誠実ニ其職務ニ服スペシ
- 第三条 學校長ハ諸般ノ校務ヲ整理シ所属職員ヲ統轄ス
- 第四条 前条ノ外學校長ノ処理スベキ職務左ノ如シ
- 一 各教授細目ヲ編制スルコト
  - 二 学年ノ始ニ於テ在学児童ノ學籍簿ヲ編成シ其異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スルコト
  - 三 在学児童ノ出席簿ヲ作り其出席ノ有無ヲ明カニスルコト
- 第五条 訓導ハ児童ノ教育ヲ担任シ且ツ之ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六条 準訓導ハ訓導ノ職務ヲ助ク
- 第七条 教員ノ毎週教授時間ハ三十二時間以内トス
- 第八条 教員ハ居留民団法施行ノ地域内ニ住居スベシ但所管領事官ノ許可ヲ受ケタル者ハ此限ニアラズ
- 第九条 教員ハ擅ニ職務ヲ離レ又ハ職務上住居スベキ地ヲ離ルルコトヲ得ズ
- 第十条 教員ハ營利ヲ目的トスル会社ノ業務執行社員、取締役、監査役トナリ又ハ給料を受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ズ  
但所管領事官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラズ
- 第十二条 教員ハ所管領事官ノ許可ヲ得ルニアラザレバ營利ヲ目的トスル業務ヲ為スコトヲ得ズ
- 第十三条 教員ハ所管領事官ノ許可ヲ得ルニアラザレバ其職務ニ關シ他人ノ賜遺ヲ受クルヲ得ズ
- 第十四条 教員ハ所管領事官ノ許可ヲ得ルニアラザレバ私宅ニ於テ教授時間外ニ生徒ヲ教授スルコトヲ得ズ

ここでは、教員の管理・監督が駐在領事の権限であるとされている(第8、11~13条)。しかし、1905(明治38)年に公布された「在外指定学校ニ関スル規程」と異なり、教員の採用・解職について、触れていない。

この領事館令について、天津居留民団の議会における学務関係議案から見てみよう。

表5. 明治期天津居留民団議会で審議された学務関係議案一覧

年度	議題
明治41年	①天津小学校経費支出其他に関する建議案、②教員増俸の件、③小学校職員給与規則、④小学校職員給与規則第8条に関する規定、⑤小学校職員旅費規則、⑥小学校教員増員の件、⑦天津尋常高等小学校職員の職務及服務、⑨天津尋常高等小学校職員服務細則、⑩天津尋常高等小学校職員俸給支給規程、⑪天津尋常高等小学校職員給与規則、⑫天津尋常高等小学校職員俸給支給規則、⑬小学校教員俸給改正の件、⑭天津尋常高等小学校職員研究規則、⑮教員招聘の件、⑯小学校徽章制定の件、⑰天津尋常高等小学校學則、⑱天津尋常高等小学校學則中改正、⑲天津尋常高等小学校職員旅費規則、⑳天津尋常高等小学校職員給与規則、(21)天津尋常高等小学校教育事項研究規則
明治44年	①天津尋常高等小学校職員旅費規則中改正案、②天津尋常高等小学校給与規則中改正案、③天津尋常高等小学校教員招聘の件、④教員増俸の件、⑤共立学堂教員慰労金給与の件、⑥女教員採用に付再交渉の件、⑦天津尋常高等小学校學則、⑧天津尋常高等小学校臨時教員嘱託の件、⑨新任小学校教員俸給支給の件、⑩清國兒童入学許否に関する諮問案、⑪小学校教員採用の件、⑫小学校教員任用の件、⑯夏期講習会派遣の件
明治45年	①小学校教員増俸の件、②天津幼兒園補助請願の件、③天津幼兒園補助条件に関する件、④小学校嘱託教員増俸の件、⑤小学校創立10周年祝賀会開催の件、⑥天津尋常高等小学校學則改正案、⑦夏期講習会派遣の件、⑧民団吏員及小学校教員年末賞与の件

出典：明治41、44、45年度『民団事務報告』(天津居留民団編)

以上のことから、教員の招聘・採用・任命及び増俸、学校の規則の制定及び改正、教員の研修及内地教育視察への派遣など教育事項の全般が実質上民団議会での審議・承認を必要としていたことがわかる。特に注目すべきは、上述した、明治41年7月31日に領事館令として公布された「天津居留民団立天津尋常高等小学校職員の職務及服務」も、上表から同年の5月26日、民団議会で審議・可決されたことがわかる(明治41年の⑨)。要するに、民団の学務に關係する領事館令は、居留民団議会の議案として提出され公布されたのである。このことは、民団成立以前に機能した住民自治的な教育行政権が居留民団法の実施に伴いすぐに廃止されたのではなく、居留民団成立直後も形式上では引き続き日本領事館に尊重されたと考えられる。

## (2) 天津日本居留民団立尋常高等小学校の児童生徒

天津居留民団立日本尋常高等小学校が成立した当初

の児童数は次の通りである。

表6. 1907年天津在学児童数統計

学年	尋1	尋2	尋3	尋4	高1	高2	高3	高4	合計
男	12	5	5	6	7	5	3	2	45
女	9	8	7	7	5	5	1	1	43
小計	21	13	12	13	12	10	4	3	88

出典：明治40年度『民団事務報告』（天津居留民団編）

1904(明治37)年の時と比べ、児童数は2倍になった。一方、児童の保護者の職業については、下表の通りである。

表7. 天津居留民団立日本尋常高等小学校児童保護者一覧

職業	商業	工業	会社員	軍官公吏	自由業	労働	旅館料理屋	雑業	其他	合計
人數	18	7	10	15	6	11	9	9	13	98
比率	18%	7%	10%	15%	6%	11%	9%	9%	13%	100%

出典：天津居留民団立日本尋常高等小学校編『創立十周年記念誌』p.11, 1912年

上海と比べ、軍及び官公吏が多いことが特徴である（上海の1%に対し、天津は15%）。一方、1912(大正元)年、児童全員は計118人であり、その内、海外現地で生まれた生徒は29人であった。多数の生徒は天津で一時的にしか滞在しなかったことと考えられる。

### (3) 天津日本居留民団立尋常高等小学校の教科目及び教授方針

では、民団立日本尋常高等小学校になった後の教育内容はどうなったのか。まず、民団成立後、天津尋常高等小学校のカリキュラムについて見てみよう。1912(大正元)年に制定された学校学則には、付録として尋常科・高等科の教科目2表が収録されていた。

表8. 天津居留民団立日本尋常高等小学校尋常科週教授時数

	尋1	尋2	尋3	尋4	尋5	尋6
修身	2	2	2	2	2	2
国語	9	10	13	13	10	10
算術	5	6	6	6	4	4
日本歴史					3	3
理科					2	2
図画		1	1	1	1(男2)	1(男2)
体操	4	4	3	3	3	3
唱歌			1	1	1	1
裁縫			1	2	3	3
手工	1	1	1	1	1	1
合計	21	24	男27 女28	男27 女29	男28 女30	男28 女30

出典：天津居留民団立日本尋常高等小学校編『創立十周年記念誌』p.21, 1912年

表9. 天津居留民団立日本尋常高等小学校高等科週教授時数

教科目	修身	国語	算術	図画	唱歌	日本地理・歴史
高1	2	8	4	1	1	3
高2	2	8	4	1	1	3
教科目	体操	理科	裁縫	手工	商業	合計
高1	3	男2 女3	女5	男6 女2	男6 女2	男30 女32
高2	3	男2 女3	女5	男6 女2	男6 女2	男30 女32

出典：天津居留民団立日本尋常高等小学校編『創立十周年記念誌』p.21, 1912年

民団成立以前の1904(明治37)年のカリキュラムと比べ、以下の変化が見られる。

① 寻常1～4学年では週授業時数を1～5時間減少した。特に、国語科では尋1は5時間で、尋3・4は1時間減少した（高等科の国語時間数もそれぞれ1時間減少した）。一方、尋1・2学年では体操の授業時数が1時間増加した。また、増設した科目として、尋1から手工、尋3から裁縫が設けられた。

② 高等科の科目変動は尋常科より激しかった。まず、英語科がなくなった。一方、手工・商業が増設された。明治33年の「小学校令」第20条では「土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外国語ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得」と定め、さらに明治23年の「随意科目等ニ関スル規則」（文部省令第10号）第2条では「高等小学校ノ教科目中外国地理、唱歌、幾何初步、外国語、農業、商業及手工ハ随意科目トナスコトヲ得」と明記した。明治40年代の天津居留民団では教育機関が尋常高等小学校1校のみであった。そのため、高等小学校卒業後、進学の道は内地に上級学校への進学しかなかった。以上の商業、手工などの科目は内地進学の余裕がなかった卒業生の進路を解決するために増設したと考えられる。

国語科の授業時数が減少された反面、土地事情に対応した実務的教科目が設置された。このことから、民団成立当初、民団立尋常高等小学校のカリキュラムには現地特殊性を重視する面があったと言えよう。

では、それらの教科は具体的にどのような内容を教えたのか。天津居留民団立尋常高等小学校の教授方針から分析する。天津居留民団立尋常高等小学校の一般教授方針は次の通りである<sup>16)</sup>。

- ① 教材は教授の根本なればその選択排列には充分なる研究と深甚なる注意を以て対すること
- ② 実際生活に資すべき活きたる教材を選択すべきこと
- ③ 教材は教科書にのみ拘束せられざること
- ④ 教材は徒に多からんより確実にして応用の広きものを選ぶべきこと

- ⑤ 教材の選択排列には土地と気候との関係を忽にすべからざること
- ⑥ 教材には充分の準備を怠らぬこと
- ⑦ 反覆練習して深き印象を明ふること
- ⑧ 教授の主要点を明にし確実なる観念を把握せしむること
- ⑨ 教授は常に其結果に注目すべきこと
- ⑩ 予習と復習とを規則的に行はしむること
- ⑪ 児童の思考と努力を努めて多からしむること即ち児童の自己活動を主とすること
- ⑫ 常に実際生活に応用せしむること
- ⑬ 児童の個性に注意すること
- ⑭ 優等生と劣等生との取扱には特に注意を拂ふこと
- ⑮ 常に国民性の培養とその発揮とに力を注くこと

ここでは、一般の教授方法の強調の他(①⑥⑦⑧⑨⑩)、国民性の培養(⑮)及び児童の個性や実生活に対応する教科書の活用(②③④⑪⑫⑯⑰⑲)の2点が注目される。では、この教授方針が具体的に教科教授実践のなかではいかに行われたのか。

国民性の培養は、主に修身科において行われた。そこでは、「教育勅語の徹底を期すること」や「国民性殊に忠君愛国思想涵養に務むること」などがめざされた<sup>17)</sup>。修身科の他、地歴科の教授方針では「国家的思想涵養に特に注意すること」<sup>18)</sup>や国語科の綴方教授方針では「思想の整理に注意すること」<sup>19)</sup>などが述べられ、それらの教科教授においては日本国内と同様に、忠君愛国思想の涵養が重視された。

一方、児童の個性や実生活に対応する教科書の活用については、各教科の教授方針の中でいずれも述べられている。たとえば、修身科では「実践躬行に重きを置くこと」<sup>20)</sup>、算術科では「実際問題を選ぶべきこと」<sup>21)</sup>、国語科の読方では「語法に注意するが応用を自在ならしむること」や綴方においては「実際生活に応用せしむること」などが強調された<sup>22)</sup>。また、実生活と関係深い手工科、裁縫科、商業科では、児童個性の尊重や実生活の活用について、実生活に対応して実物教授が注目された。たとえば、「①自己活動を主とする、②創造の快感を与ふることに注意すること、③実用的の材料に重きを置くこと」<sup>23)</sup>(手工科)や「実物教材を主とする」<sup>24)</sup>(裁縫科)や「会社商店等の実際につきて活きたる知識を与ふること」<sup>25)</sup>(商業科)などから見られるように、実生活重視につながって知識の伝達が重視された。教科教授のなかでは実生活とつながって実物教授が最も重視されたのは理科及び地歴科の教授であろう。理科の教授方針のなかでは、次のように述べられ「①実物の観察及実践実験を主とする、②確

実なる観念を養ひ批判的態度を以て事物を觀察せしむること、③児童をして既得観念を基礎として自ら実践せしめ自ら実践の応用をなさしむること、④生活に関係深き教材を授くること、⑤校外教授及製造場等の参觀をなすこと」<sup>26)</sup>、児童の生活とつながって実物觀察及び実践実験を中心とする教授が主張された。一方、地歴科の教授方針では、前述した「国家的思想涵養に特に注意すること」の他、実生活につながって次のようなことが挙げられた。「①教科書を中心とすべきこと、②郷土誌に於て地理の基本観念を確実にすること、③児童をして能ふ限り推理と批判とをなさしむること」<sup>27)</sup>。ここでは、日本国内の地理歴史科国定教科書に沿って教授すべきであると説かれていた。また、児童の生活に直結という視点から地理教授において郷土誌の教授も重視された。

以上の天津居留民団立日本尋常高等小学校の教科教授における児童の個性や実生活の重視が当時の日本国内の新教育運動実践からの影響であると推測できる。ただし、児童の実生活への重視が国定教科書の他に郷土誌などの現地知識に関する教授に発展していることに注目すべきであろう。

児童の個性や実生活への重視を主とした教授方針に対し、天津日本尋常高等小学校の訓練方針ではいかに「忠君愛国思想を養成する」かをめぐって議論があった<sup>28)</sup>。ここでは、各教科とのつながりは次のように述べられる。

#### ①修身科教授においては

道徳の知識・道徳の情操、道徳の意志を陶冶して以て道徳的興味を喚起し徳性を涵養す

#### ②歴史科教授においては

道徳の模範を示して道徳的判断力を養ひ以て心情及意志の陶冶をなす

#### ③地理科教授においては

地理要素により忠君愛国等の国家的思想を養ひ情操を陶冶す

#### ④読方科教授においては

文学上に表れたる偉人傑士の記述によりて道徳の情操を養ふ

#### ⑤唱歌科教授においては

賢人君子等を歌ひて道徳的感情を高尚純潔ならしむ

#### ⑥理科及算術科教授においては

真実、精確、緻密、忍耐等の習慣を養はしむ

以上の教科教育との連携の他、国民性培養の課外活動への浸透についても取りあげられている。そのなかで最も注目すべきは学校園としての学園の設置である。

学園設置の目的について、天津居留民団立尋常高等小学校の訓練方針には、次のように述べている<sup>29)</sup>。

教授は直観に基くべしとは教授学上的一大主義にして学園は実に児童の自然活物直観の場所なり殊に北の地母國に遠く氣候風土を異にし、隨時教材の採集甚だ困難にして、然かも亦山河草木に乏しく、四圍荒寥、翠綠に親み、花卉を賞するに所少し、されば本校は、児童教育上是れを慮り、その目的を以て学園を設置せり

具体的にいえば、学園設置の狙いは「①教材材料を提供すること：理科教授は自然語教授にして直観を基礎とす、②自然觀察の場所たらしむること：山河草木美はしき母國を偲はしめ以て忠君愛國の至情を起さしめんことを期す、③児童の訓練的作業場たらしむること：共同自治の精神を涵養せんことを期す」ことである。ここでは、現地の材料を取り上げ、「直観教授」「自然觀察」で行うと説きながらも、「山河草木美はしき母國を偲はしめ」とあるように、祖国愛の育成を狙っていたと思われる。

要するに、天津居留民団立日本尋常高等小学校の教育方針は、訓育においては忠君愛國を主とする祖国愛の涵養を中心として、教科教授においては、忠君愛國思想の涵養の他、児童の現地実生活への対応も重視したのである。

専管居留地の天津では1907(明治40)年の居留民団の成立により、日本人小学校には2つの変化が見られた。

- ① 民団成立後、日本人小学校の教員の任命・経費の負担などは事実上従来の通り、現地の居留民によって自主的に運営されていた。しかし、「天津尋常高等小学校職員の職務及服務」の制定により、名義上教員の管理・監督の権限が領事館に手渡された。
- ② 教授方針及び訓練方針から、天津居留民団立尋常高等小学校は内地教育との連続性を最も重視したことがわかった。具体的に言えば、教科書中心主義の強調、生徒への教育勅語の徹底した浸透の重視などである。

## まとめ

本論では、居留民団成立前後の天津日本人小学校の実情を比較検討した。ここでは、以下の結論を導く。

居留民団成立前、天津居留地では既に日本人小学校が設立された。しかし、統一的教育基準を設けていかなかったため、現地日本人協会の教育自主権が認められた。教科設置においては、日本国内の学校と異なって、

英語や清語など現地言語関係の教科目が設置され、一定の現地特殊性を重視した面が示されていた。

一方、居留民団成立後、天津日本人小学校に生じた変化を次のように指摘できる。

- ① 居留民団が成立した後、民団が經營した日本人小学校のすべては外務・文部省の認可を受け、在外指定学校となった。そのため、民団成立前と比べ、学校規模が拡大した反面、現地領事館の監督管理権限、特に教職員の任免権が強化された。さらに、成立前と比べ、居留民団の教育自主権が弱くなった。
  - ② 居留民団が成立した後の学校の校則を見てみると、教科設置及び教科用図書などにおいて、日本国内と同じく小学校令の遵守を明記している。教育の質の向上の反面、民団成立前の英語、中国語など現地の特殊性に応じた教科が廃止された。
  - ③ 居留民団が成立した後、児童数が増えるにつれ、小学校卒業生の上級学校入学希望者が増加し、その対策が必要となった。
- つまり、居留民団の成立により、日本国内の国民教育が民団立小学校の教育目標となつたのである。そのため、居留民団立初等教育の教科設置及び教授内容に於いてはすべて日本国内の法令に沿って行われていた。このような日本国内の教育目標及び教育内容がそのままに在外日本人学校に導入されたことは、在外日本人教育におけるいわゆる「内地延長主義」傾向を顕在化したものであったといえよう。

## 【引用・参考文献】

- 1) 「清國の天津小学校」『教育公報』第296号、1905年6月。
- 2) 天津居留民団編『天津居留民団成立十周年記念誌』p.91、1917年。
- 3) 同上。
- 4) 同上、p.92。
- 5) 「清國の天津小学校」、『教育公報』第296号、1905年6月。
- 6) 『官報』第6709号、1905年11月8日。
- 7) 外務省記録『在外本邦学校関係雑件 晚香坡共立日本国民学校』。
- 8) 「居留民団法施行規則」(1906年7月14日統監府令第21号)、『官報』7月24日。
- 9) 『官報』第6708、1905年11月7日。
- 10) 渡部宗助『在外指定学校一覧』(国立教育研究所、1982年)を参照。
- 11) 天津居留民団編『民団事務報告』(明治40年度)pp.27-28、外務省記録『天津居留民団法施行一件』。

日露戦争前後の中国における日本居留民団立学校の設立

- 12) 天津居留民団編『民団事務報告』(明治41年度)  
p.36, 外務省記録『天津居留民団法施行一件』。
- 13) 同上, p.37。
- 14) 天津居留民団立日本尋常高等小学校編『創立十周年記念誌』pp.17-19, 1912年。
- 15) 「天津居留民団立天津尋常高等小学校職員の職務及服務」, 外務省記録『在外本邦学校関係雑件 在外学校調査の件』第1巻。
- 16) 天津居留民団立日本尋常高等小学校編『創立十周年記念誌』p.39-40, 1912年。
- 17) 同上, p.40。
- 18) 同上。
- 19) 同上, p.42。
- 20) 同上, p.40。
- 21) 同上, p.41。
- 22) 同上, p.42。
- 23) 同上。
- 24) 同上。
- 25) 同上。
- 26) 同上, p.41。
- 27) 同上, p.40。
- 28) 同上, pp.43-49。
- 29) 同上, p.63。

(主任指導教官 佐藤尚子)